

持続可能な公共交通ネットワークの構築における 自動運転の活用に向けた基礎調査業務に係る提案説明書

1 業務の名称

持続可能な公共交通ネットワークの構築における自動運転の活用に向けた基礎調査業務

2 本説明書の趣旨

本説明書は、「持続可能な公共交通ネットワークの構築における自動運転の活用に向けた基礎調査業務」の契約候補者を選定するために実施する公募型企画競争に関して、必要な事項を定めるものである。

3 業務の目的

本市では公共交通の持続的なサービス提供を目指し、各種施策を講じているが、近年、運転手不足により減便や系統廃止が進行している。多様化する市民の需要などを踏まえ、まちと暮らしを支えていくため、公共交通ネットワークの構築を進めていく必要がある。

一方、政府は、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」（23年改訂版）にて「地域限定型の無人自動運転移動サービスについて、25年度目途50ヵ所程度、27年度までに100ヵ所以上で実現し、全国に展開・実装する」ことを政府目標として掲げ、本格的な普及に向けて、インフラ、法整備等の環境整備、技術開発、社会受容性向上の総合的な取り組みをもとに、事業化を進める方針である。

これらを踏まえ、長期的な視点で、運転手不足に起因した減便、系統廃止の緩和に資する自動運転バスの導入可能性に関する調査・検討を行う必要があり、技術的動向の把握や専門的知見を有する主体と連携して進めていくものである。

4 業務の内容

別紙「持続可能な公共交通ネットワークの構築における自動運転の活用に向けた基礎調査業務仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり。

5 業務委託期間

契約締結日から令和8年(2026年)3月13日(金)までとする。

6 業務提案の上限額

金4,994,000円を上限額とする(消費税及び地方消費税10%を含む)。

7 企画提案を求める事項

(1) 業務の実施方針(A4片面 1ページ程度)

提案者の本業務に対する考え方等を記載する。

(2) 業務スケジュール及び実施体制(A4片面 1ページ程度)

本業務の目的を達成するための業務執行体制及びスケジュールを提案する。提案書には、配置予定者の関連業務経験を記載すること。また、本業務の一部を第三者に委託する必要がある場合は、委託する業務範囲及び委託が必要な理由を記載すること。

(3) 参考見積(A4片面 1ページ程度)

業務を実施するために必要な経費の見積書(消費税、諸経費含む)を作成する。見積書はその根拠が把握できるように詳細に記載すること。

(4) 調査・整理の実施案(A4片面 3ページ程度)

業務目的を踏まえて以下の項目の調査・整理の実施案を提案する。

ア 自動運転技術等に関する情報の収集・整理

自動運転の実証実験に関する技術動向や課題、他都市及び海外における実証運行の事例、国における補助事業等に関する情報の収集・整理に当たっての着眼点をその理由と共に記載すること。

イ 本市における実証運行における実証内容の整理

本市において自動運転の実証運行を行うにあたり、特に実証運行におけるテーマとすべき内容について、現在の自動運転技術に関する動向を踏まえ、記載すること。

ウ 本市における自動運転活用及び導入路線・区域等の案の作成

上記イで整理した情報を元に、本市における公共交通ネットワークにおける自動運転の活用の考え方の素案を作成するとともに、本市内(公道上)で自動運転の実証運行を行うにあたり、候補と考えられるエリアについて、その案を複数(3地域程度)作成し、記載すること。

エ モデルケースの設定と検討

上記ウで作成した案から抜粋したものについて、実証運行を行うモデルケースとして、運行ルートや車両、実証実験の実施ステップやスケジュール、実施体制など、実証実験に係る計画イメージを作成し、記載すること。

8 参加者の資格要件

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始決定後の者は除く。)等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (5) 札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「情報サービス、研究・調査企画サービス業」に登録されている者であること。
- (6) 札幌市内に本店又は支店等の所在地を有すること。

9 提案方法等

(1) 提出書類

ア 正本 1 部

(ア) 参加意向申出書(様式第 1 号)

※競争入札参加資格認定通知書の写しを添付すること。

(イ) 企画提案書(様式自由)

企画提案書の用紙サイズは A4 判とし両面印刷とする。企画提案書のページ数については、上記 7 を参照のこと。ただし、下記 11 に示す二次審査でのプレゼンテーションの際に、記載内容の全てを説明できる程度のものとする。

なお、企画提案書名は、表紙にのみ記載することとし、本文中には記載しないこと。

イ 副本 9 部

上記(イ)企画提案書の写し

(2) 提出方法及び提出先

持参又は郵送により、下記 13 の連絡先に提出すること。

(3) 提出期限

令和 7 年 7 月 8 日(火)12 時 00 分必着(郵送の場合は特定記録による送付とし、前日必着)。

(4) 著作権等に関する事項

ア 企画提案書の著作権は、それぞれの参加者に帰属する。

イ 札幌市が本件企画競争の実施に必要と認めるときは、企画提案書等を札幌市が使用することを許諾するものとする(必要な改変、書類の複製を含む)。なお、当該使用にあたっては、札幌市は無償で利用できるものとする。

ウ 標記業務に係る役務契約の履行にあたり、本件企画競争に参加し、契約候補者として選定され、かつ当該契約を締結した者は、企画提案書等を札幌市が使用することを許諾するものとする(必要な改変、書類の複製を含む)。なお、当該使用にあたっては、札幌市は無償で利用できるものとする。

エ 参加者は、札幌市に対し、参加者が企画提案書を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。

オ 企画提案書の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、参加者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

カ 提出された企画提案書その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

(5) その他

ア 企画提案は、参加者の資格要件を満たす 1 事業者あたり 1 件とする。

イ 企画提案に係る一切の経費は、参加者の負担とする。

ウ 提出された企画提案書等は返却しない。

エ 企画提案書等提出後の訂正、追加及び再提出は認めない。

10 質疑

(1) 質問の受付期限

令和 7 年 6 月 27 日(金)17 時 00 分必着

(2) 提出方法

本件企画競争に対する質問は、質問票(様式第 2 号)により、要旨を簡潔にまとめ、下記 13 の連絡先まで電子メールまたはファクスにより提出すること。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、随時下記ホームページにて公開する。

URL <https://www.city.sapporo.jp/sogokotsu/nyusatsu/index.html>

11 審査方法及びスケジュール

(1) 企画提案の審査

企画提案は、札幌市の関係部局の職員からなる「持続可能な公共交通ネットワークの構築における自動運転の活用に向けた基礎調査業務企画競争実施委員会」(以下「委員会」)において審査し、総合的に優れた能力を有すると認められた者を契約候補者として選定する。

ア 一次審査

上記 8 に示す参加者の資格要件を満たす者に対し、提出書類による書類審査を行う。

(ア) 上記 6 の上限額を超える提案については、一次審査を行わずに契約候補者から除外する。

(イ) 一次審査通過の企画提案はおおむね 3 件とする。なお、参加者が少数の場合は、一次審査を省略し、二次審査を実施した上で、契約候補者を選定する。

(ウ) 一次審査の結果については、結果判明後、速やかに参加者全員に通知する。

イ 二次審査

一次審査通過者に対して、非公開のプレゼンテーションにより審査を行う。

(ア) 出席者は 1 件あたり 3 名以内とし、説明者は企画提案書記載の配置予定者とする。

(イ) プレゼンテーションは、30 分程度(説明 15 分・質疑 15 分)とする。

(ウ) 説明については、提出済みの書類について行うこととし、その他の資料等の配布は認めない。

(エ) 説明に際して、スクリーン映写により説明を希望する場合は、提出済みの書類の転写のみ認める。

(オ) 実施場所及び時間等については、対象者に別途通知する。

(2) 審査スケジュール(予定)

一次審査 令和7年7月11日(金)

二次審査 令和7年7月22日(火)

※ 上記スケジュールは変更となる場合がある。

(3) 審査項目及び審査基準

審査は、次表に示す審査項目による総合点数方式とする。一次審査は、委員会委員の評価の合計点数が高い順に審査通過者を決定する。二次審査においては、委員会委員の評価の合計点数が高い順に、下記12に示す契約候補者とする。ただし、評価の合計点数が満点の6割に満たないとき、その他委員会が契約の相手方としてふさわしくないと判断したときは、契約候補者とししない。なお、一次審査又は二次審査が同点の場合については、次表に示す審査項目5の点数が高い順に審査通過者又は契約候補者とし、当該項目においても同点の場合はくじ引きにより審査通過者又は契約候補者を決定する。

[審査項目]

	審査項目	審査基準	配点
1	業務の実施方針及び業務フロー	・本業務の目的及び内容を十分に理解したものであるか。	10
2	業務スケジュール及び実施体制	・スケジュールが妥当かつ具体的であり、柔軟な調整が可能なものであるか。 ・本業務の遂行に必要な体制が構築されているか。	10
3	自動運転技術等に関する現状整理	・着眼点及びその理由について、適切かつ具体的に示されているか。	20
4	自動運転の実証運行における実証内容の整理	・基礎情報として整理すべき調査項目の構成、その調査手法について、適切に提案されているか。 ・提案者の知見等を活かした提案内容になっているか。	20
5	札幌市における自動運転活用及び導入路線・区域等の案の作成	・自動運転の活用について、考慮すべき点及び理由について、妥当かつ具体的なもののか。 ・導入路線・区域等の構成イメージが、適切に示されているか。	20

6	実証運行のモデルケースの設定と検討	・運行ルートや車両、実証運行の実施ステップやスケジュールなどの計画イメージは、適切かつ具体的に提案されているか。	20
	合計		100

(4) 最終審査結果の通知

最終審査の結果は、後日、二次審査参加者全員に対して通知する。

(5) その他

参加者が1件の場合は、審査を実施した上で、契約候補者を選定する。

12 契約候補者との役務契約の条件

札幌市は、本件企画競争の審査結果により、二次審査における委員会委員の評価の合計点数が最も高かった者(以下「最優秀者」という。)と協議を行い、協議が調ったときは予算措置の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約にて当該業務の実施に係る役務契約を締結することを原則とする。また、最優秀者との協議が不調に終わった場合は、二次審査における評価の上位の者から順に協議を行い、協議が調ったときは予算措置の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約にて当該業務の実施に係る役務契約を締結することを原則とする。

なお、企画競争の性質上、企画提案内容(参考見積を含む。)を変更した上で、契約する場合がある。また、企画提案にあたって虚偽の記載及び申告等、不正とみなされる行為を行った場合は、契約の相手方とはしない。

13 連絡先

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎5階北側

札幌市 まちづくり政策局 総合交通計画部 都市交通課

電話 011-211-2492 ファクス 011-218-5114

E-mail sogokotsu-keiyaku@city.sapporo.jp